平成２８年１０月２６日

広島大学教職員組合執行委員長
吉　田　将　之　　様

広島大学理事（財務・総務担当）
片　山　純　一

「広島大学病院看護職員の二交替制勤務の試行」に関する要求について（回答）

２０１６（平成２８）年１０月１４日付けで要求のありました標記のことについて，下記のとおり回答します。

記

１）アンケートについて
　現段階での組合のたたき台として，作成しましたので提出します。なお，合わせて大学作成のたたき台もご提示ください。それを拝見し，もう一度，組合内で議論を行い追加項目の検討，及び提案を行いたいと考えます。
　また，本アンケートに関するスケジュールを提示してください。アンケートの結果によっては，新たな課題等を得て対策を練る期間も必要と考えます。なお，１０月時にどの病棟で試行が実施された旨の現状データもご提示ください。

＜回答＞
　アンケートの質問項目について，ご意見をいただきありがとうございました。
　アンケートの質問項目については，今後検討をしていきますが，今回提出していただいた内容を，質問項目を作成する際の参考といたします。
　アンケートの実施の前には，貴組合に対し，情報提供を行いたいと思います。

　今後の流れですが，複数の看護師長で構成される「看護部職場環境改善委員会」にてアンケートを作成し，看護部長，副看護部長，主任看護師長で構成される「看護部運営企画会議」に付議した後，平成29年1月にアンケート調査を実施し，同月中に結果を集計する予定です。

　なお，10月に二交替制の試行が実施されている看護単位は以下のとおりですので，お知らせします。

・ 2階東，先進治療，ICU，救命救急，HCU，4階東，4階西，NICU，総合治療，5階西，6階東，6階西，7階東，7階西，8階東，8階西，9階東，9階西，10階東，10階西，手術部
　※ 交替制勤務を行う全22看護単位のうち，SICUを除く21看護単位において実施。（SICUについては，希望者がいなかったため実施していません。）

２）「広島大学病院看護職員の二交替制勤務の試行に関する暫定措置要項」について

① ２０１６年９月２６日の意見聴取の際に青山代表から，「アンケートの解析（方法，結果）はどのようにされるのか，非公式なものではダメだ」という旨の意見がありましたが，それについてのお考えをお示しください。

② ２０１６年９月３０日制定により試行が１０月１日から始まりました。つきましては，各病棟で作成の申し合わせ書，及び手順書等がある場合はそれをお示しください。

③ 当該要項制定においては，広島大学就業規則（１月以内の変形労働時間制）第６条第４項については，雑則適用と伺いましたが，それに関しての学長裁定をお示しください。

④ 試行期間中の全体スケジュールをご提示ください。

＜回答＞

① １）でも回答しているとおり，今後，複数の看護師長で構成される「看護部職場環境改善委員会」にてアンケートを作成し，看護部長，副看護部長，主任看護師長で構成される「看護部運営企画会議」に付議しアンケートを実施します。

また，集計結果については，「看護部職場環境改善委員会」及び看護師長以上で構成される「看護部運営会議」で確認し，二交替制の実施について検討する予定です。

なお，アンケート集計結果については，看護部構成員に公表する予定ですが，その公表方法については，現時点では未定です。

② 二交替制試行に伴い，新たに作成した申し合わせ書や手順書は現時点ではありませんが，現在，各病棟において作成している三交替制に対応した既存の業務マニュアル等の見直しを行っているところです。

③ 広島大学職員の労働時間，休日及び休暇等に関する規則第6条第4項に規定する通知時期については，添付「病院看護職員の二交替制勤務の試行に係る勤務割振表の通知について」の内容で学長の了承を得ています。

④ 試行期間中の全体のスケジュール（案）は以下のとおりです。

１０月～　二交替制勤務の試行開始（～３月末日）

1月～2月　二交替制勤務の試行に関するアンケートの実施及び集計
正式導入についての検討及び方向性の決定

（二交替制勤務を正式導入する場合は，以下のスケジュールで実施）

２月～　団体交渉，過半数代表者からの意見聴取

３月　役員会等への付議（関連就業規則の改正案）

４月～　二交替制勤務の正式導入

病院看護職員の二交替制勤務の試行に係る勤務割振表の通知について

平28.9.29

学長決裁済み

1）状況

- 二交替制勤務の試行に当たり，広島大学職員給与規則(平成16年4月1日規則第88号)第42条並びに広島大学職員の労働時間，休日及び休暇等に関する規則(平成16年4月1日規則第91号。以下「労働時間等規則」という。)第26条の規定に基づく，広島大学病院看護職員の二交替制勤務の試行に係る暫定措置要項（以下「二交替制の暫定措置要項」という。）について，平成28年9月26日に霞地区職員代表への意見聴取及び協議を行い，制定手続きを進めているところである。
- 二交替制の暫定措置要項では，試行期間を平成28年10月1日から平成29年3月31日までとしており，平成28年10月1日から二交替制の勤務を開始することとしている。
- 一方，労働時間等規則第6条には，1月以内の変形労働時間制の勤務割振表の通知を，起算日の7日前までに行うことが定められている。
- 病院看護部では，月の初日を起算日として，月単位で勤務割振りを行っており，10月勤務については，二交替制の試行に係る労使交渉の内容（勤務時間等）を参考に，三交替制勤務及び二交替制勤務を割振り，10月1日の7日前までに通知を行っている状況であった。

2）通知時期の看護体制等への影響

- 今回の試行による二交替制勤務の通知については，二交替制の暫定措置要項の施行日（10月1日）以降でなければ，割振り通知を行うことができないとなると，10月1日からの二交替制勤務は開始できないこととなる。
- これまで10月1日から試行による勤務を開始できるように進めてきており，二交替希望者もその予定を認識しており，また，病棟ごとの看護体制も二交替制及び三交替制勤務の混合を予定している。
- このため，10月勤務については，二交替制の試行に係る労使交渉の内容（勤務時間等）を参考に，三交替制勤務及び二交替制勤務を割振り，10月1日の7日前までに通知を行っているものである。
- このような状況から，今回，10月1日から試行による二交替制勤務が開始できないとすれば，看護体制に支障を来すこととなる。

3）通知時期の特例

- 上記2）のことから，今回の試行による通知時期については，労働時間等規則第26条（雑則）「特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適当であると学長が認める場合は，別段の取扱いをすることができる。」を適用し，試行による二交替制勤務を開始する10月分の勤務割振表は，今回の試行に伴う緊急対応として，10月1日の7日前までに，三交替制勤務及び二交替制勤務の一覧を表にまとめたものを，仮の通知として配布し，同通知については，二交替制勤務の暫定措置要項の施行日（平28.10.1）において確定することとする。
- なお，この対応により，二交替制勤務を行う看護職員に不利益は生じない。

【参考】

○　広島大学病院看護職員の二交代制勤務の試行に係る暫定措置要項（案）

（試行期間）

第3　二交替制勤務の試行期間は，平成28年10月1日から平成29年3月31日までとする。

（二交替制勤務）

第4　二交替制勤務は，労働時間等規則第6条に規定する1月以内の変形労働時間制とし，起算日は，試行対象者が二交替制勤務を行う月の初日とする。

附則

この要項は，平成28年10月1日から施行する。

○　広島大学職員給与規則(平成16年4月1日規則第88号)

（雑則）

第42条　特別の事情によりこの規則によることができない場合若しくはこの規則によることが著しく不適当又は著しく他の職員との均衡を失すると大学が認める場合は，別段の取扱いをすることができる。

○　広島大学職員の労働時間，休日及び休暇等に関する規則(平成16年4月1日規則第91号)

（1月以内の変形労働時間制）

第6条　第3条の規定にかかわらず，特別の形態により勤務する必要のある職員については，部署ごとに設けた日を起算日として，1月以内の変形労働時間制とすることがある。

2　前項の場合における1週間当たりの所定労働時間は，1月を平均して38時間45分を超えない範囲とし，第4条第1項に規定する休日については，対象となる期間内に割振ることとする。

3　対象となる職員の各日の労働時間及び休憩時間は，別表第3に定めるとおりとする。

4　各人ごとの起算日，対象となる期間，各日の始業・終業の時刻，休憩時間及び休日は，勤務割表により起算日の7日前までに通知する。

（以下略）

（雑則）

第26条　特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適当であると学長が認める場合は，別段の取扱いをすることができる。